

(写)

令和4年3月3日

鴻巣市教育委員会  
教育長 望月栄様

鴻巣市立小・中学校通学区域審議会記



吹上小学校及び吹上北中学校の通学区域である一部地域の通学区域の見直しについて（答申）

本審議会は、令和4年1月18日付鴻教学務第555号で諮問を受けた標記の件について、慎重に審議を行い、下記によることが妥当であるとの結論に達しましたので、答申します。

記

1 審議結果

- (1) 吹上小学校及び吹上北中学校の通学区域である一部地域の通学区域の見直しについては、鴻巣市立学校設置及び管理条例の一部を改正する条例に基づき審議をした結果、北新宿地区については吹上小学校から下忍小学校へ、筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区については吹上北中学校から吹上中学校へそれぞれ変更する。
- (2) 北新宿地区の児童が下忍小学校へ通学する場合は、教育委員会で定めた基準を踏まえた上で、他の地域との均衡を図りながら、スクールバスを活用し、登下校の安全性を確保する。
- (3) 実施の時期は、令和5年4月1日からとする。
- (4) 実施に当たっては、適正な通学区域を確保しつつも保護者の意見を尊重されたく、以下の意見を付す。

2 付帯意見

- (1) 経過措置として、北新宿地区において、令和10年度まで就学時に希望する場合は吹上小学校への指定校変更を認めることとする。
- (2) 令和5年3月31日現在で、吹上小学校に在籍している北新宿地区の児童は引き続き卒業まで通学できることとする。
- (3) 令和5年3月31日現在で、吹上北中学校に在籍している筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区の生徒は引き続き卒業まで通学できることとする。
- (4) 北新宿地区において、兄弟姉妹で同じ学校へ通学できるよう兄姉が吹上小学校に在籍している場合は、吹上小学校への入学を認めることとする。
- (5) 筑波、吹上本町、榎戸1丁目地区において、兄弟姉妹で同じ学校へ進学できるよう兄姉が吹上北中学校に在籍または卒業している場合は、吹上北中学校への入学を認めることとする。